

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災の教訓を踏まえた事業を促進するため、これらの事業について交付金の額を加算するとともに、感震ブレーカーの設置、避難勧告等の基準の策定及び土砂災害特別警戒区域を対象とする避難計画の策定をより一層促進するため、交付金の額の算定方法について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 各市町村に交付する交付金の額の算定において、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策として知事が適当と認める事業に要する経費を別枠とする。
- (2) 平成24年度の交付金の額の算定においては、次の額の合算額を加えた額を基準とする。
 - ア 当該市町村で感震ブレーカーの設置を促進するための啓発普及を行った場合にあっては、10万円
 - イ 当該市町村で平成25年1月1日に避難勧告等の基準が策定されている災害の項目の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乗じて得た額
 - ウ 当該市町村で平成25年1月1日に避難計画が策定されている土砂災害特別警戒区域の数を県内の全ての土砂災害特別警戒区域の数で除して得た割合を、300万円に乗じて得た額
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 給与等の状況の公表は、県議会への報告後直ちに（現行 遅滞なく）行うものとする。
- (2) 給与等の制度の変更についての公表の対象は、報告の前年の4月2日から報告の年の4月1日までに行われたものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。